

埼玉県民間建築物アスベスト対策事業制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県アスベスト改修整備実施計画に基づき、民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの含有調査及び除去等を実施するにあたり、これに要する費用の全部又は一部を補助することにより、アスベストの飛散による県民の健康被害を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「埼玉県民間建築物アスベスト対策事業」とは、社会資本整備総合交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）に基づき、行われる次の事業（以下、「補助対象事業」という。）に要する費用を補助する事業をいう。

一 国交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ及びロ 16-(12)-②の3の1第二号に基づき行う、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある民間建築物のアスベスト含有の有無に係る分析調査(定性分析でアスベストが検出されない場合、任意で行う定量分析は除く。以下「アスベスト含有調査」という。)

二 国交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ及びロ 16-(12)-②の3の1第三号に基づき行う、民間建築物に施工された除去等対象吹付けアスベスト等の除去、封じ込め、囲い込み（アスベスト除去等以外の改修に合わせて行う場合を含む。）及び除去等対象吹付けアスベスト等が施工されている民間建築物の除却（以下「アスベスト除去等」という。）

2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 施行者 埼玉県民間建築物アスベスト対策事業を行う所有者等（国、地方公共団体又は独立行政法人等を除く。）をいう。

二 民間建築物 国、地方公共団体又は独立行政法人等以外の者が所有する建築物をいう。

三 アスベスト 天然の鉱物繊維のアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトリモライトをいう。

四 含有調査対象吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライト(ひる石)でアスベストの重量が当該吹付け建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものをいう。

五 除去等対象吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト及び吹付けロックウールで JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」又は「厚生労働省等の公的機関が公表した方法」に基づきアスベストの重量が当該吹付け建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものをいう。

六 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項又は第3項に規定する者をいう。

(事業要件)

第3条 埼玉県民間建築物アスベスト対策事業は次に掲げる要件に該当するものでなくてはならない。

- 一 施行者が行うものであること。
- 二 交付申請書の提出日の属する年度の3月15日までに完了するものであること。ただし、埼玉県民間建築物アスベスト対策事業費補助金交付要領第4条第4項による全体設計承認を受けた場合はこの限りではない。(事業の最終年度を除く。)
- 三 補助対象事業の実施に関し、他の国庫補助金等が交付されていないものであること。
- 四 埼玉県内の区域(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。))第4条第1項及び第2項に規定する建築主事を置く市町村の区域を除く。)内で実施するものであること。

2 アスベスト含有調査の事業は前項の要件のほか次に掲げる要件に該当するものでなくてはならない。

- 一 施工された吹付け材が含有調査対象吹付けアスベスト等であるおそれがあるものであること。
- 二 作業環境測定法第33条に規定する作業測定機関のうちJIS A1481-1、1481-2、1481-3又は1481-4(以下「JIS A1481-1等」という。)の附属書の仕様に適合する装置機器を備える機関であること。
- 三 含有調査の方法は、JIS A1481-1等「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」を標準とする。ただし、厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの有無及び含有率を測定できる場合は、これによることができる。
- 四 建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施すること。

3 アスベスト除去等の事業は第1項の要件のほか次に掲げる要件に該当するものでなくてはならない。

- 一 除去等対象吹付けアスベスト等が施工されているものであること。
- 二 対象となる民間建築物の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第四号に規定する)が1,000平方メートル以上であること、又は定期報告(法第12条第1項)の対象である建築物(共同住宅、寄宿舎を除く)であること。
- 三 施工者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 一般財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者であること。
 - イ 一般財団法人日本建築センター発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」(改訂版も含む。)に掲げるそれぞれの工法にしたがって施工した十分な実績を有する者であること。
- 四 施工方法は、次のいずれかの工法であること。
 - ア 一般財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」一覧に掲げるそれぞれの工法
 - イ 一般財団法人日本建築センター発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散

防止処理技術指針・同解説 2018」に掲げるそれぞれの工法

- 五 アスベスト除去等の事業を行うことにより、補助対象建築物が、建築基準法関係規定（法第6条第1項に規定する建築基準法関係規定をいう。）に不適合にならないよう必要に応じた措置を講じるものであること。
- 六 アスベスト除去等の事業の計画策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するものであること。
- 4 この補助金の交付を受けた施行者は、再度当該建築物においてそれぞれ同一の補助対象事業でこの補助金を受けることはできない。
- 5 施行者（個人、法人又は団体の場合をいう。以下同じ。）は次のアからカのいずれかに該当するときは、補助の対象とはならない。
 - ア 施行者が暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は施行者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - オ 補助事業を実施するに当たり、施行者が第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - カ 補助事業を実施するに当たり、施行者がアからエまでのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（オに該当する場合を除く。）に、県が施行者に対して当該委託契約等の解除を求め、施行者がこれに従わなかったと認められるとき。

（県の補助）

第4条 県は、予算の範囲内において、埼玉県民間建築物アスベスト対策事業を行う施行者に対し、当該事業に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

（補助金の交付）

第5条 補助金の交付については、別に定める「埼玉県民間建築物アスベスト対策事業費補助金交付要領」の規定に基づき実施するものとする。

（指導、監督）

第6条 知事は、補助対象事業を実施している施行者、アスベスト含有調査の事業の調査実施者、アスベスト除去等の事業の施工者（以下「施行者等」という。）に対して、事業の計画又は施工の状況等に関する報告を求めることができる。

2 知事は、補助対象事業を実施している施行者等に対して、必要な助言又は勧告を行うことができる。

(書類の整備)

第7条 施行者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の書類を備え付け、5年間保存しなければならない。

(実施の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。